

議会運営委員会行政視察報告書

- 1、視察期間 自 平成24年2月7日（火）
 至 平成24年2月9日（木）

- 2、視察都市 (1) 京都府京丹後市 2月7日（火）
 (2) 大阪府松原市 2月8日（水）

- 3、視察事項 (1) 京丹後市
 <議会運営について>
 <議会改革について>
 (2) 松原市
 <議会運営について>

- ★ 京丹後市議会
 議会運営について
 議会改革について
 (午後14時30分～16時30分)

◆ 京丹後市の概要

京都府京丹後市は、京都府北部、丹後半島に位置し、京都府中郡峰山町、大宮町、竹野郡網野町、丹後町、弥栄町、熊野郡久美浜町の旧6町が2004年4月1日に合併し、誕生した。

人口、58,151人、議員定数24名で、日本海に面する市域一帯には、弥生時代の大遺跡があり、日本海側における文化の一大中心地であった。

◆ 議会運営、議会改革について、

京丹後市議会は、議会改革度が、全国で第一位に選定されており、また、議会基本条例を制定している自治体であるため、京丹後市を視察場所に選定した。

なお、京丹後市議会では、市議会の活性化と改革に向け、さまざまな観点から見直し・検討をすることを目的に平成18年9月議会において、議会改革特別委員会を設置し、最初の段階として議会改革の検討課題を、下記のとおり整理して改革に臨んでいる。

記

1. 議員の役割と任務について、
2. 議会基本条例の検討、
3. 議員定数の検討、
4. 議員報酬の検討、
5. 政務調査費の検討、
6. 議会の活性化の検討、
7. 市民へのわかりやすさと市民参加の検討、
8. 基本事項の検討、

以上の8点に整理をすると同時に委員会が取り組む研修会、視察研修、アンケート調査、懇談会などの調査・研修の手法を、平成19年12月議会までの「委員会スケジュール骨子」と行革工程表を作成し実行している。その間に、具体的な取り組みとしては、全議員が全国的な議会改革の状況や課題について見識を深め、認識を共有するため、講師を招いたり、また、地方議会フォーラムに参加や先進地の議会改革について調査を行っている。

また、市民にわかりやすく開かれた議会作りに向けて、議会に対しての市民アンケート調査やパブリックコメント（市民、有識者、女性の会）等からの意見を参考にしながら、委員会の開催を約30回、作業部会の開催を約20回と各会議を開催し、上記8点の項目の細目にわたって議論を重ね、併せて、検討の成果を盛り込んだ議会基本条例についても検討を進め、平成20年4月1日より議会基本条例を施行している。

なお、議会基本条例の中の第6条第3項で、市長等執行機関の長は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て質問することが出来る。とうたっており、京丹後市では、反問権を執行部に認めているが、反問権を認めるかどうかについては、執行部側に権限を与える事に議員間の中では大変な抵抗があったようであるが、今では、逆に執行部から議員が質問されることにより、議員一人一人が、その質問に答えられるよう質問事項に対して深く研究するなど、議員の資質の向上に繋がっているとのことである。

なお、議会基本条例については、現況とそぐわない等の不具合が生じた場合は協議の上、一部改正を行い、現状に合わせていくため、平成20年4月1日の施行以来、すでに今までに3回の一部改正が行われている。

また、細部については、議会基本条例運用基準を作成し、平成20年4月1日に施行され、対応しているが、この基準についても議会基本条例の改正に合わせて、すでに3回の一部改正が行われており、随時対応しているとのこと。

また、インターネットにより、すべての本議会に

ついてライブ配信を行っているが、録画配信については一般質問のみであったが、アクセス状況を検証した結果、録画配信も効果が確認され、また、より多くの情報を提供するために、すべての本会議において、録画配信をすべきものと決定されている。

以上が京丹後市議会の主な視察結果であるが、当市においても、議会改革検討委員会が既に設置され検討を行っているが、この視察結果を参考に、より良い、開かれた議会を目指して議会改革を推進していきたい。



★ 松原市議会

議会運営について

(午後14時30分～16時00分)

◆ 松原市の概要

大阪府のほぼ中央にあつて、北は大和川をはさんで大阪市に隣接し、西は堺市、東は羽曳野市、藤井寺市と隣接している。

昭和30年2月1日、松原町、天美町、布忍村、恵我村、三宅村が町村合併促進法により合併し、大阪府下21番目の市として誕生する。

人口、125,771人、議員定数19名で、経済構造は、スーパーマーケット、食料品店、その他生活必需品が多く、金属機械、繊維関連産業が中心で約1,000事務所がある。

◆ 議会運営について

松原市議会は、インターネット中継や議会運営の
について、参考にすべき自治体と判断したため、視察場所
に選定した。

主な議会運営について

議会運営委員会は、招集日4日前に開催されている。なお、委員会終了後、議会の日程をホームページにより、市民等に知らせている。

一般質問通告書の提出期限は、招集日4日前の議会運営委員会で決定され、概ね第1回定例会は、招集日翌日の午後1時まで、それ以外の定例会では、招集日の午後4時。なお、一般質問は、質問のみではなく、提出されている議案についても、

質疑を含めて行っているということで、通常の一般質問通告書ではなく質疑質問通告書という様式で、取り扱われている。

一般質問時間は、基本時間40分と会派に所属する議員の人数に5分を乗じて得たものを、加算し質問時間を決定している。なお、質問時間のみで、答弁の時間は含まないとのこと。

(参考例) $40分 + 5名 \times 5分 = 65分$

質問回数は、無制限ではあるが、上記(参考例)の一般質問時間により制限される。

質問順位は、くじ引きにより決定されている。

予算、決算については、予算・決算特別委員会に付託され審査を行っているが、その委員の数については、幹事長会議において決定される。

(概ね10人程度)

なお、委員の配分については、会派構成により案分され、本会議において決定されるとのこと。

請願については、参考人の招へい制度を取り入れており、所属委員会より参考人の招へいの要請がある場合、請願者に連絡し、委員会として参考人を招へいしており、請願の代表者が委員会に出席していただける場合は、請願の代表者に15分程度の説明を聞き、15分程度の質疑を委員より行って請願の審査を行っているとのこと。

また、陳情については、議会運営委員会へ報告後、直近の会議で配布する。なお、議場配布のみで採決は行わないとのこと。

議会中継は、録画配信を行っている。

本会議⇒DVD⇒業者委託⇒インターネット

(費用約50万、既存の議場内にある四隅の

カメラにより、撮影したものを業者に委託して業者が加工をした後に、インターネットにより配信している。)

なお、松原市議会運営においては、一般質問の時期が、本会議開会中の概ね第2日目から第4日目に実施されている。

その一般質問については、通常の一般質問ではなく、これから会期中に審議される議案及び一般質問事項に対して、質疑質問通告書として通告書内に関連議案番号等欄を設け、議案に対しても質疑質問の名目で、執行部に対し質疑質問をできるようにしているとのこと。

その理由は、質疑については、自分の意見や主観を発言することができないが、質疑・質問を一緒にすることにより、自分の意見や主観を議場で述べることができるということであった。以上のことから、議案に対しての質疑をする場合の制約を取り払うためとのこと。

ただし、標準市議会会議規則にうたわれていないこと。また、一般質問は、市政に対しての質問であるため、一議案に対して行うことについてはどうなのか、疑問が残るところである。

また、議決結果の公表を行っていることに興味はあったが、各会派の議案に対する方向性がはっきりしているために、どの会派は賛成、どの会派は反対ということがはっきりしているため、それを基に議員が賛成したか、反対したかを広報誌に議決結果一覧表として掲載しているということであったが、この件については、議員一人一人の権利である議決権を考えた時、一部疑問が残るところである。

以上が主な松原市の議会運営であり、当市と比較して、運営方法に大きな違いが感じられた。

以上の視察結果を参考に今後、議会運営に役立てていきたい。



以上報告いたします。

平成24年3月30日

委員	長	青	木	貴	俊
副委員	長	渡	辺	新	一
委員	員	渡	辺	徳	治
委員	員	岩	崎	和	則
委員	員	佐	藤		淳
委員	員	斉	藤	千	枝
委員	員	反	町		子
委員	員	隅	田	徳	清
議長	長	吉	川	達	一
副議長	長	冬	田	達	哉
			木	一	俊